

議案第127号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和8年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 さいたま市桜区大字上大久保字東639番9ほか2筆
13,326.20平方メートル
- 2 取得先 埼玉県
- 3 取得価格 636,200,000円
- 4 取得理由 (仮称)さいたまスポーツシューレ推進施設の用地に充てるため。

(参考)

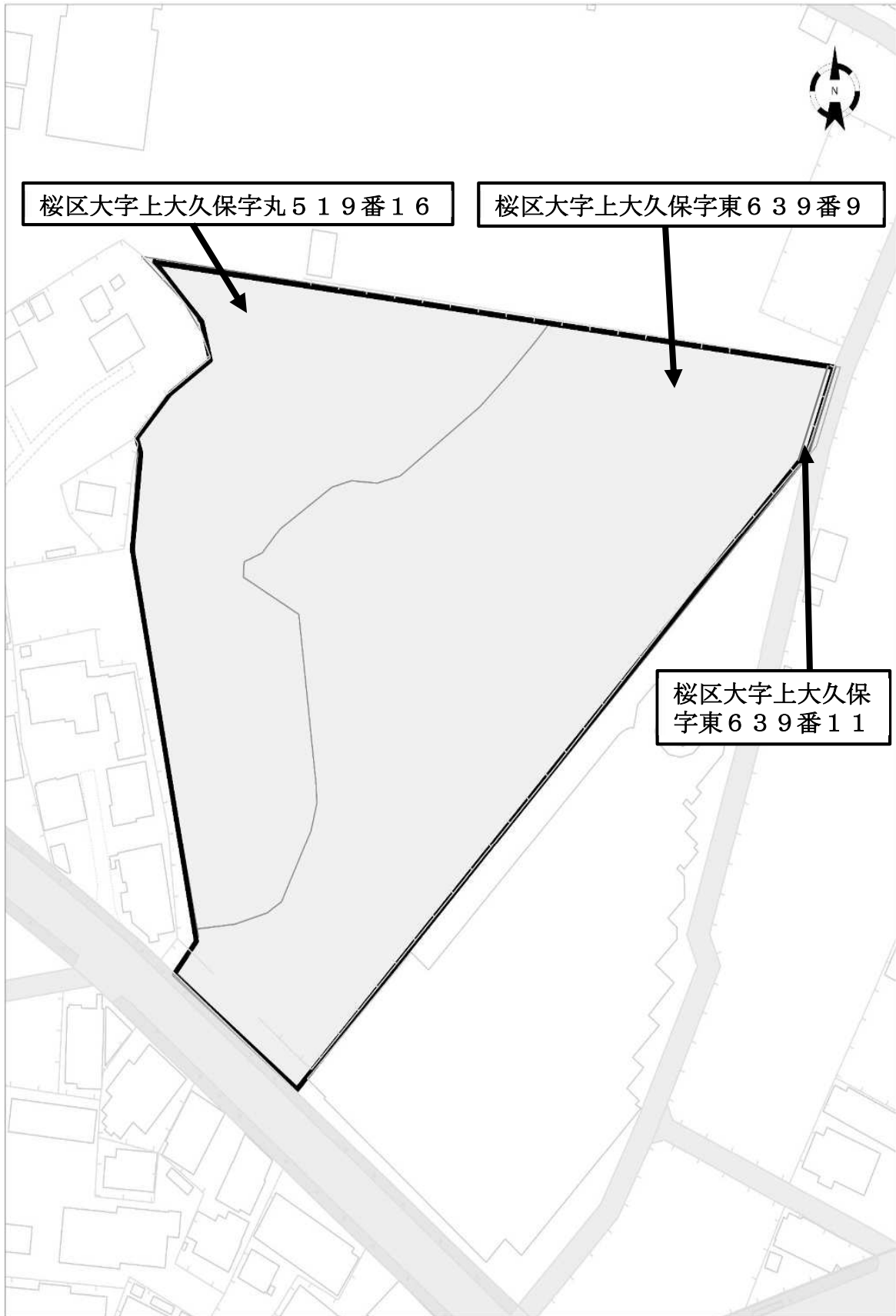
物件の表示

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	
桜区大字上大久保字東	6 3 9 番 9	宅地	8, 4 2 9	4 0
〃	6 3 9 番 1 1	宅地	1 0	2 1
桜区大字上大久保字丸	5 1 9 番 1 6	宅地	4, 8 8 6	5 9

案内図



見取図



0 50m